

6. 日中活動の支援

(1) 生活介護

■内容

常に介護が必要な方に、昼間にサービス提供事業所や障害者支援施設などで、食事・入浴・排せつなどの介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

■対象者

下記のいずれかに該当する常に介護が必要な方など

- ① 障害支援区分3（障害者支援施設への入所は区分4）以上の方
- ② 50歳以上で障害支援区分2（障害者支援施設への入所は区分3）以上の方

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは（115～116ページ）をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(2) 自立訓練

■内容

《機能訓練》

身体障がいのある方などに、自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上などのために必要な訓練・支援を行います。

《生活訓練》

知的・精神障がいのある方に、自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上などのために必要な訓練・支援を行います。

■対象者

《機能訓練》

身体障がい者または難病等対象者で、下記に該当する方など

①入所施設・病院を退所・退院し、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

②特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

《生活訓練》

知的・精神障がい者で、下記に該当する方など

①入所施設・病院を退所・退院し、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

②特別支援学校を卒業し、継続した通院により症状が安定している方であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

■手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

■利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

■サービス提供事業所 詳しくは (117 ページ) をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

(3) 就労移行支援

■内容

一般就労を希望する 65歳未満の障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

■対象者

- ①企業などへの就労を希望する方で、単独で就労することが困難なため、就労に必要な知識や技術の習得、就労先の紹介などに支援が必要な方
- ②あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは（117ページ）をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(4) 就労継続支援 (A型)

■ 内容

一般就労が困難な障がいのある方に、雇用して就労する機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

■ 対象者

企業などへの就労は困難だが、雇用契約による継続的な就労が可能な方で、利用開始時に 65 歳未満の下記に該当する方など

- ① 就労移行支援事業を利用したが、雇用に結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動をしたが、雇用に結びつかなかった方
- ③ 企業を離職したなど就労経験はあるが、現在は雇用関係がない方

■ 手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

■ 利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

■ サービス提供事業所

詳しくは (117 ページ) をご覧ください。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話: 0771-68-0007 / FAX: 0771-68-1166

(5) 就労継続支援 (B型)

■内容

一般就労が困難な障がいのある方に、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

■対象者

企業などへの就労は困難だが、就労の機会などを通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上・維持が期待される方で、下記に該当する方など

- ① 就労経験はあるが、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ② 50歳以上または障害基礎年金1級受給者
- ③ 就労移行支援事業などにより、就労面の課題などが把握されている方

■手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

■利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは (117～119 ページ) をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

(6) 就労定着支援

■ 内容

障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

利用期間は3年を上限とし、経過後は、障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぎます。

■ 対象者

生活介護・自立訓練・就労移行支援又は就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方で、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した方。

■ 手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2ページ)」をご覧ください。

■ 利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3ページ)」をご覧ください。

■ サービス提供事業所

詳しくは (117 ページ) をご覧ください。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

(7) 療養介護

■ 内容

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関で、機能訓練や療養上の管理・看護・介護、日常生活の世話などを行います。

■ 対象者

長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で、下記のいずれかに該当する方

- ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分6の方
- ② 筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方

■ 手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■ 利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■ サービス提供事業所

詳しくは（119ページ）をご覧ください。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(8) 短期入所

■内容

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて障害者支援施設などで、食事・入浴・排せつの介護などを行います。

■対象者

障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する支援の度合）の方

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは（119～120ページ）をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(9) 地域活動支援センター

■ 内容

障がいのある方が通える場所として、日常生活の支援や活動機会の提供、日常的な相談の支援を行いながら、社会との交流をうながします。

◎主な活動：フリーサロン・各種教室など

◎開所時間：基本的に月～金曜日の午前9時～午後4時まで

■ 対象者

障がいのある方

■ 手続き

各地域活動支援センターにお気軽に立ち寄ってください。継続的に利用される場合は、センターで登録用紙に氏名などを記入してください。

◎園部町：障害者支援施設京都太陽の園分場

電話：0771-68-1122／FAX：0771-68-1121

◎八木町：そよかぜ八木 電話：0771-42-5605／FAX：0771-42-5605

◎日吉町：そよかぜ日吉 電話：0771-72-0324／FAX：0771-72-0325

◎美山町：そよかぜ美山 電話：0771-75-5075／FAX：0771-75-5075

■ 利用者負担額

活動内容によって実費（参加費）が必要な場合があります。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(10) グループワーク

■内容

日ごろの悩みや精神的な不安を、グループ活動を通じて共有し、人とのつながりを強め、人と関わるための自信を回復していく活動です。

◎定例会

地域	会場	開催頻度／曜日	開催時間	主な活動
そのべ 園部	こむぎ山健康学園 やまけんこうがくえん	ねん 7 回／金曜日 かい きんようび	10 時～11 時 30 分 じ じ ふん	レクレーショ ン等を通じて の交流 こうりゅう
やぎ 八木	地域活動支援センター ちいきかつどうしえん そよかぜ八木 やぎ	ねん 3 回／木曜日 かい もくようび	13 時 30 分～15 時 じ じ ふん じ	レクレーショ ン等を通じて の交流 こうりゅう
みやま 美山	地域活動支援センター ちいきかつどうしえん そよかぜ美山 みやま	ねん 3 回／木曜日 かい もくようび	13 時 30 分～15 時 じ じ ふん じ	レクレーショ ン等を通じて の交流 こうりゅう

※日程や詳しい予定についてはお問い合わせください。利用されている方には別途お知らせします。

◎交流会

年 2 回、定例会とは違った形で交流会を企画します。

事業利用者の意見を聞きながら外出活動やレクレーションを企画し、事業利用者に案内します。

■対象者

精神に障がいのある方

■参加申し込み

新規の参加者については、事前に担当窓口までお申し込みください。

■利用者負担額

活動内容によっては、実費（参加費）が必要な場合があります。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(11) 訪問生活介護事業

■内容

サービス提供事業所や障害者施設などへの通所が困難な方に対して、居宅に訪問支援員を派遣して、生産活動や社会参加の機会を提供します。

※身体介護、家事支援、医療行為（リハビリなど）及び見守り又は看護は行いません。

■対象者

本市に住所を有する18歳以上65歳未満の方で、下記のすべてに該当する方

①障害支援区分3以上で、生活介護などの通所サービスの利用を認められた方

②心身障がいのため、生活介護などの通所サービスの利用が困難な方

※ただし、社会福祉施設に入所されている方、療養介護を利用されている方、他事業などにおいて同等のサービスを受けることができる方、健康を害する恐れのある方は対象外です。

■手続き

①相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書
②利用決定	利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。
③サービスの利用	利用者はサービス提供事業者（120ページ）と契約し、サービスを利用してください。

■利用者負担額

原材料費などの実費は利用者負担です。

■担当窓口

社会福祉課 電話：07771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(12) 日中一時支援事業

■内容

サービス提供事業所や障害者支援施設などで、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常生活訓練などを行います。

◎利用時間：午前8時～午後6時の1日8時間以内（土・日・祝日は月40時間以内）

■対象者

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをもち、障がい
を理由として日常生活に支援が必要な方

②医師の意見書などにより「①」と同等の障がいがあると認められる方

※障害福祉サービスなどで同等の支援が利用できる方は、基本的に除きます。

■手続き

①相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎障害者手帳の写し ◎障害者手帳がない場合、医師の意見書・専門機関の判定書・特定疾病受給者証の写しなど障がいがあると認められる書類
②調査	市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。
③利用決定	利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。
④サービスの利用	利用者はサービス提供事業者（123 ページ）と契約し、サービスを利用してください。

■利用者負担額

利用者負担はありません。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(13) 重度障害者等就労支援特別事業

■内容

重度訪問介護等サービスを利用している重度障がいのある方が企業等に就労された時に、通勤や職場等で必要な支援（業務外の支援）をヘルパーが行います。このサービスは、就労先の企業が活用する「障害者雇用納付制度に基づく助成金」（重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金、重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金）と併用する方法で利用することができます。

■対象者（下記の全てに該当する方）

- ① 南丹市が交付する「障害福祉サービス受給者証」で重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている
- ② 民間企業に雇用されている又は自営業の方で、通勤や職場における支援が必要な方
- ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上

■手続き

① 相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎ 申請書 ◎ 障害福祉サービス受給者証の写し ◎ 支援計画書（雇用主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）確認済み計画書の写しをもらってください） ◎ 雇用契約書等の写し又は自営業者であることを示す書類の写し
② 調査	市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。
③ 支給決定	利用の可否などを決定して、支給決定通知書を交付します。
④ サービスの利用	利用者はサービス提供事業者（重度訪問介護・同行援護・行動援護）と契約し、サービスを利用してください。

■利用者負担額

本事業のサービス利用に要した費用の1割又は障害福祉サービスの支給決定における「負担上限月額」と同額です。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

南丹市障害者就業・生活支援センター 電話：0771-24-2181／FAX：0771-20-1246